

## TPP協定における加糖調製品の取扱いに関する説明会 Q&amp;A

No.	質問	回答
1	パスワードの発行はどのように行うのですか。	操作マニュアルの売買手続届編のP18、19のとおり、トップページのIDを通知された方はこちらをクリックし、仮パスワード発行画面で、通知されたログインIDと売買手続届出書の担当者1のメールアドレス（注）を入力の上、仮パスワード発行をクリックしてください。（自動的に仮パスワード発行完了画面に切替ります。） 機構から担当者1のメールアドレスに仮パスワードが記載されたメールが届きますので、仮パスワード発行完了画面に、ログインIDと仮パスワードを入力して、次の画面で本パスワードを設定してください。 （注）売買手続届出書の3 売買用WebサイトのログインID利用部署名等及び承諾書の送付先の部署の売渡等申込者用ログインID又は売買事務手続代行者用ログインID欄の担当者情報の担当者氏名欄の先頭に記載されている者のメールアドレス。
2	パスワードは何文字ですか。	8文字以上です。使用できるのは、半角の英数字及び記号（!や?など）です。
3	担当者（自社及び通関業者）の変更や、通関業者の追加はできますか。	操作マニュアルの売買手続届編のP20、21のとおり、マイページトップの管理機能の売買申込者情報をクリックしてください。変更の方法は、P8～10の登録方法を参考にして変更等を行ってください。変更箇所、「*」が記載されているので、確認してください。
4	通関業者はなぜ、直接、担当者情報等を変更できないのですか。	売買の主体は売渡申込者（輸入者）で、通関業者の方は、あくまでも事務代行者であり、主体の許可なしに担当者情報等を変更されたとしてもその事実を機構では把握できないため、主体の責任の下、主体のみに変更機能进行操作できるようにしているところです。
5	ログインIDを紛失してしまいました。	再送しますので、機構までご連絡ください。
6	パスワードを紛失してしまいました。	セキュリティの関係上、機構では把握しておりませんので、トップページ（ログインページ）のパスワードを忘れた方はこちらをクリックして、操作マニュアルの売買手続届編のP23のとおり、再設定してください。
7	含糖率はどのように登録すればよいのですか。（又は新たに登録したいのですか）。	2つ方法があります。含糖率テンプレートに記載して機構に送付するか、又は、操作マニュアルの売買編のP17～20のとおり、ログイン後（パスワード取得後）にマイページの含糖率管理より登録してください。
8	通関業者が含糖率を登録することはできますか。	できます。マイページの含糖率管理より登録してください。
9	含糖率はブレ幅があるため、配合率を基に登録できますか。	可能です。
10	含糖率を登録する際の商品名は何を基に登録すればよろしいですか。	インボイスやパッキングリストに記載されている商品名を登録してください。
11	含糖率を登録する際の商品コードはどのようなものを入力すればよろしいですか。	売買申込みの添付書面（インボイスやパッキングリスト）で突合できる商品コードを入力してください。
12	含糖率を登録する際の証明日とは何ですか。	証明日は、メーカーが商品の成分を証明した日を入力してください。加糖調製品の多くは半製品であるため、証明ができない場合は、空欄で登録申請してください。
13	同じ商品を複数の国で生産しているのですが、登録はどのようにすればよろしいですか。	原産地（及びブレンダー）を変えて、複数登録してください。
14	一部の商品は、OEMで実際は別のブレンダーが製造しているのですが、登録はどのようにすればよろしいですか。	委託先のブレンダーで登録してください。ブレンダーのOEM先は結構です。
15	成分表等登録内容がわかる書類（いわゆる含糖率を証する書面）とは何を送付すればよろしいですか。	ブレンダーに依頼している商品の配合率等のオーダー表です。（加糖調製品に含まれる固形分として砂糖の量がわかるもの）。

No.	質 問	回 答
16	含糖率を証する書面は、アップロードできないのですか。	できませんので、メール又はFAXにて送付してください。
17	商品の情報を誤って申請してしまったのですが、どうすればよいですか。	当該商品を連絡していただければ、処理いたします。
18	含糖率の登録を行い、進捗が「有効」の表示に変わることによってどうなりますか。	含糖率は機構に申請していただき、機構が証拠書類で確認した後、承認されます。承認が完了したときに進捗が「申請中」から「有効」に変わります。有効になっていないと売買の際、使用できません。
19	担保はどのように登録すればよいのですか。	操作マニュアル担保編をご参照ください。なお、金銭特定担保（金融機関振込）の場合は、操作マニュアル売買編のP7のとおり、売買の画面で登録となりますので、留意してください。
20	通関業者が担保を登録することはできますか。	できません。（理由は、売買手続届出編の問4の答えと同様。）
21	部署ごとに担保を使い分けたいのですが、どのようにすればよろしいですか。	部署ごとに必要な担保を別々に登録してください。
22	部署ごとに担保を登録したのですが、通関業者に特定部署のものを選択させるにはどうしたらよいですか。	担保番号（ユニーク番号）を伝えてください。ミスがないように連絡を密にしてください。
23	根担保の場合、担保の額は、どの程度が妥当ですか。	売買申込の頻度と調整金納付の時期を考慮し、根担保の提供額（保証額）を設定してください。 また、1件の売買における調整金額は、譲許税率から暫定税率を差引いた率にCIFを乗じた額が上限となります。売買件数やCIFにより金額が変わってきますので、機構から額を指定することは困難であることから、説明会で配布したHSコードごとの譲許と暫定が掲載された資料を基に、妥当額を算定してください。
24	担保の提供期間は、どの程度にすればよろしいですか。	根担保は、最大1年間です。
25	担保が一時的に不足した場合は、どうすればよろしいですか。	①担保を追加（他の部署分を使用することもできます。）して頂くか、②納付待ちの売買差額を速やかに納付すれば担保は回復いたしますので、状況に応じて対応してください。
26	担保提供書は、送付する必要がありますか。	実際は押印のうえ、書面で送付してください。
27	担保の残高はどこで確認できますか。	申込者は管理機能の担保メニューから確認ができます。また、売買申込の際にも担保情報で引当可能額が表示されますので、通関業者も確認可能です。
28	担保の情報を誤って入力してしまったのですが、どうすればよいですか。	当該担保を連絡していただければ、当方で削除等いたします。
29	売買申込書は、何を基に作成すればよろしいですか。	輸入申告入力控を基にデータを入力してください。
30	機構売買手続きを自社と通関業者が同時に行うことは可能ですか。	別申告であれば、可能です。
31	自社と通関業者の両方が行う場合、同じ輸入申告番号は使用できますか。	重複の排除のため、同一の輸入者名（業者名）の方が同一の輸入申告番号で申込した場合、いずれかがエラーとなる可能性があります。
32	数量通知者や契約解除条件売買（要件・指定工場）とは何ですか。	輸入加糖調製品では使用しませんので、入力しないでください。

No.	質 問	回 答
33	蔵置場所はあらかじめ登録が必要ですか。	必要ありません。売買の都度、輸入申告入力控に記載している保税地域コードを入力してください。
34	HSコードが同じで、複数の商品がある場合は、どうしたらよいですか。	操作マニュアル売買編のP7のとおり、あらかじめ登録した商品ごとの数量を入力してください。なお、事前に商品の登録の必要がありますので、未登録がありましたら、速やかに登録申請してください。
35	売戻価格が「-」で表示されるのは、なぜですか。	売戻価格が譲許税率で足りりされてしまうため、計算では算出できないためです。
36	申込の申請後に、誤った入力に気づいたのですが、どうすればよいですか。	双方確認の上、機構で修正しますので、ご連絡ください。
37	申込の申請後に、取消しはできますか。	機構で削除しますので、ご連絡ください。
38	売買申込書の添付書類にはどのようなものが必要ですか。	輸入申告入力控、貨物情報照会、インボイス、食品等輸入届出控等が必要です。分からない場合は、通関書類一式をアップロードしていただければ、一度、機構で判別しますので、2度目からは、判別したものをアップロードしてください。
39	トライアルでは、添付書類（輸入申告書類）をアップロードする必要はありますか。	本番と同じようにアップロードしてください。
40	添付書類のアップロードは、提出書類の種類ごとに分けて行うのですか。	一括してできます。
41	添付書類をアップロードし忘れてしまいました。その場合は、どうすればよいのですか。	申込後も随時、添付書類のアップロードが可能です。マイページの売買一覧から該当する売買を選択し、「6.添付書類のアップロード」からアップロードしてください。
42	売買承諾完了メールが届きましたが、その後、どうすればよいのですか。	操作マニュアル売買編P11のとおり、承諾書をダウンロードしてください。
43	輸入許可書が出た後はどうすればよいのですか。	操作マニュアル売買編P12のとおり、マイページの売買一覧から該当する売買を選択し、「2.輸入申告の概要」の「輸入許可日」を入力し、「6.添付書類のアップロード」から輸入許可書をアップロードし、機構へ輸入許可日送信ボタンを押してください。
44	納付通知書が発行された旨のメールが届きました。その後、どうすればよいのですか。	操作マニュアル売買編P13のとおり、マイページの売買一覧から状況「納付通知」を選択してください。納付通知書（電子署名済）がダウンロードできますので、内容を確認の上、調整金の納付の擬似行為を行ってください。一括納付を希望されている者は、納付通知書には合計金額が表示されます。該当する売買すべて同じ納付通知書が出力されますので、ご注意ください。
45	一括納付の納付通知書もダウンロードは可能ですか。その際、輸入許可等の締切日は当月末となるのですか。	可能です。当月末までに輸入許可日の登録を行ったものが、翌月一括納付の対象となります。
46	輸入許可日を登録後、領収済通知書が発行された旨のメールが届きました。その後、どうすればよいのですか。	マイページの売買一覧の該当する売買を選択して領収済通知書（電子署名済）をダウンロードしてください。
47	調整金の額は、関税と同様に100円未満切捨てですか。	いいえ、調整金の額は、円未満切捨てとなります。